

## 新型コロナウイルス対策支援について(R2.4.27 現在)

現在の支援策について、特に相談が多く、皆様の関心のあることを下記にまとめてみました。

### (1)持続化給付金(法人 200 万円、個人事業者 100 万円)

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

#### ①給付額

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

#### ②支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している方。
- ◆資本金 10 億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象予定。

#### ③申請・給付

- ◆補正予算の成立後、1 週間程度で申請受付を開始予定。
- ◆電子申請の場合、申請後、2 週間程度で給付することを想定。※申請者の銀行口座に振り込み予定
- ◆申請に必要な書類は、①2019 年(法人は前事業年度)確定申告書類、②売上減少となった月の売上台帳の写し、③通帳写し、④(個人事業者のみ)身分証明書写し

#### ④お問合せ先

中小企業 金融・給付金相談窓口 電話:0570-783183(平日・休日 9:00~17:00)

### (2)南魚沼市事業継続給付金

売上が激減している市内事業者の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の対象とならない売上減が5割未満の事業者を対象に給付金を支給。

令和2年2月から6月のうち、ひと月の総売上が、前年同月比で 20%以上 50%未満減少している事業者 上限 30 万円(申請期間 5月7日から7月 31 日まで)

### (3)日本政策金融公庫による融資及び利子補給

#### ①新型コロナウイルス感染症特別貸付

一律金利とし、融資後の 3 年間まで 0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

#### ア 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の A または B のいずれかに該当する方

A 最近 1 ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方

B 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近 1 ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して 5%

以上減少している方

- a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

イ 貸付期間(うち据置期間 5年以内) 設備 20年以内、運転 15年以内

ウ 金利

当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 ※国民事業の場合 1.36%→0.46%(3年間)

エ 融資限度額(別枠) 国民事業 6,000万円、中小事業 3億円

オ 利下げ限度額 国民事業 3,000万円、中小事業 1億円

カ お問い合わせ先

平日:日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 電話 0258-36-4360

土日・祝日:日本公庫:0120-112476(国民事業)、0120-327790(中小事業)

## ②新型コロナウイルス対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

ア 融資対象者

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

イ 融資限度額 別枠 1,000万円

ウ 金利 経営改善利率 1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

エ お問い合わせ先 塩沢商工会 電話:025-782-1206

## ③特別利子補給制度(実質無利子)

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁 HP 等で公表予定です。

※公庫等の既往債務の借換については、令和2年度補正予算の成立が前提です。

ア 適用対象

公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

※小規模事業者の要件

- ・製造業、建設業、運輸業、宿泊業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

イ 利子補給

・期間:借入後当初3年間

・補給対象上限:(日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

## (4)信用保証付き融資における保証料・利子減免(令和2年度補正予算の成立が前提)

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

①対象要件

セーフティーネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

- ②融資上限 3000万円 ※ 無担保、据置期間5年以内
- ③保証料補助割合 1/2 または 10/10
- ④金利補給期間 当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利
- ⑤既往債務の借換

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

## (5)雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

詳しくは、同封の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を拡充します」をご覧ください。申請・お問合せ先 ハローワーク南魚沼 電話:025-772-3157

また、南魚沼市では、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、一律5万円を支給します。(申請期間 5月7日から 12月28日まで)

塩沢商工会では、雇用調整助成金の説明会を5月26日に開催いたします。詳しくは別紙 説明会のご案内をご確認ください。

## (6)新潟県による休業要請に係る協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大による、新潟県内への「緊急事態措置」の発出に伴い、感染拡大防止のため県の休業要請に応じて、施設の休止や営業時間短縮に協力していただいた県内の中小事業者等に対し、協力金(一事業者あたり10万円)を支給。

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、上記の要請に応じ、少なくとも令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において対象施設の休業等にご協力いただける事業者

休業要請等の対象となる施設は右のとおりです

施設	要請内容	支給
(1) 特措法による要請を行う施設 【遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設(集会場等)】	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 = 休業要請	○
(2) 特措法による要請を行う施設(床面積が1,000平方メートルを超える下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】		○
(3) 特措法によらない協力要請を行う施設 (床面積が1,000平方メートル以下の下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】	同1,000平方メートル超の施設に対する休業要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	○
(4) 基本的に休止を要請しない施設	(1)営業時間短縮の協力要請 【飲食店、料理店、喫茶店等】	○
	(2)適切な感染防止対策等の協力要請 等	×

支援策等については、日々更新されております。経済産業省や新潟県、南魚沼市等のホームページで随時更新されておりますので、報道等で気になったことなどあればご参考にしていただければと思います。

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

新潟県 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyousya.html>

南魚沼市 <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/business/sangyoushinkou/hojyoseido/1584327567038.html>

また、商工会では新型コロナウイルスの相談窓口を設置しております。塩沢商工会ホームページや塩沢商工会のFacebookでの情報発信のほかに、各種の制度説明や相談・申請窓口のご紹介をしておりますので、お気軽にお問合せください。

## 塩沢商工会 支部・部会の総会について

青年部・女性部、観光部会、建築工業部では、新型コロナウイルスの影響により、本年の総会は下記のとおり書面決議により行われ、すべての議案が承認、決定されました。

部名	総会開催日	出席者数 (うち書面出席)	総部員数
青年部	R2.4.27	15名(14名)	22名
女性部	R2.4.23	25名(24名)	40名
観光部	R2.4.22	73名(72名)	120名
建築工業部	R2.4.22	55名(54名)	89名

各支部については、4月に塩沢支部(総会)、中之島支部(書面決議)がそれぞれ総会を開催しました。石打支部、上田支部については5月に書面決議を行う予定です。

また、令和2年度 塩沢商工会 総代会についても本年は書面決議を行う予定です。

## しおざわ夏祭り

### 花火大会の中止について

実行委員会では、令和2年7月16日に開催予定であった「令和2年度しおざわ夏祭り 大花火大会」に向け、準備を進め始めていたところでしたが、「新型コロナウイルス」の影響が大きく、実行委員会で検討を重ねた結果、誠に残念ながら中止とさせていただきます。

ご協力いただいております事業者の皆様、地域の皆様におかれましては、誠に申し訳ございませんが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 「はかり」の定期検査を受けましょう

売買などの取引や業務上の証明行為などに使用される「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査が義務付けられています。定期検査を受けていない「はかり」や不合格の「はかり」を使用すると、計量法により罰せられることがあります。

前回検査を受けた人・事業所には事前調査書をお送りしますので、必要事項を記入し南魚沼市役所 商工観光課へ返送してください。

新しく事業を始められた人など、事前調査書が届かない場合は問い合わせください。

お問合せ先  
南魚沼市役所  
商工観光課  
商工振興班  
(電話 773-6665)

建築組合費、  
建築国保保険料  
について

建築国保の5月分保険料引き落とし日は、祝日の関係で12日(火)に行います。また、5月20日(水)に建築組合費の引き落とし日となりますのでご了承ください。

## 女性部活動報告

### 花いっぱい運動

女性部では、4月22日に保育園など各施設に花の苗をお届けしました。

各施設では、皆様が温かい笑顔で迎えていただきました。



**無担保!・無保証!**  
**小規模事業者向けの融資**

## マル経融資ご案内

日本政策金融公庫

仕入や、諸経費の支払い資金、自動車や機械等の設備資金を必要とする方はお気軽にご相談ください。

ご融資額 2,000万円以内  
返済期間 運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内  
利率 年 1.21%(R2. 4. 1現在)

※条件により市の利子補給制度を受けることができます。

**まずはご相談ください!!**

塩沢商工会 (電話 025-782-1206)

## 塩沢商工会 今後の主な予定

5月19日(火) 商工会青年部 定例会  
5月20日(水) 塩沢商工会 総代会(書面決議)  
5月25日(月) 法人会塩沢地区会 総会(書面決議)  
5月26日(火) 雇用調整助成金 説明会

あ  
と  
が  
き

コロナウイルスの影響が大きく、経営などの相談が多く寄せられております。業種によっては、直接的な影響を受ける方、取引先が影響を受け、間接的な影響を受ける事業者も多くいらっしゃいます。いつまで続くかわからず、先が見えないため不安な状況ではありますが、ご自身の生活や従業員の生活を守るため、新聞やテレビ、インターネットにより現在の支援制度などの情報収集を行うとともに支援策のご活用をしていただければと思います。

また、商工会でも、随時相談を受け付けておりますのでお気軽にお問い合わせください。(中俣)